

証券コード 9691
2026年9月1日
(電子提供措置の開始日 2026年8月25日)

株 主 各 位

群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
株式会社両毛システムズ
代表取締役社長 北 澤 直 来

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
(<https://www.ryomo.co.jp/ir/news.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月15日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月16日（水曜日）午後2時
（開始時刻及び以下記載の受付開始時刻が前回の定時株主総会と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
当社1階 プレゼンテーションルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
決 議 事 項
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎開会間際には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午後1時を予定しております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年9月15日（火曜日）午後5時30分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年9月15日（火曜日）午後5時30分到着まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年9月16日（水曜日）午後2時

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

本議案は、株式会社ミツバ（以下「ミツバ」といいます。）及び中部電力株式会社（以下「中部電力」といい、ミツバ及び中部電力を総称して「公開買付者ら」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果を受け、当社の株主を公開買付者らのみとするために、2026年10月14日を効力発生日として、当社株式699,604株を1株に併合する株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株式併合を行う理由

当社が2026年5月14日付で公表した「支配株主である株式会社ミツバ及び中部電力株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに中部電力株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者らは、当社株式の全て（ただし、ミツバが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式の非公開化後においてミツバ及び中部電力が有する当社株式に係る議決権の比率をそれぞれ80%及び20%とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年5月15日から2026年7月8日までを公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする、本公開買付けを実施いたしました。

そして、当社が2026年7月9日付で公表した「支配株主である株式会社ミツバ及び中部電力株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2026年7月15日付で、ミツバは当社株式2,798,840株（所有割合（注1）：80.00%）、中部電力は当社株式595,886株（所有割合：17.03%）を所有するに至りました。

（注1）「所有割合」とは、当社が2026年6月23日に提出した「第57期有価証券報告書」（以下「当社有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数（3,510,000株）から、当社有価証券報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（11,513株）を控除した数（3,498,487株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社は、2026年1月26日に、公開買付者らより、本取引の目的や当社の株主をミツバ及び中部電力のみとする取引手法、並びに本取引に係る資金及び想定スケジュールを記載した法的拘束力のない意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領いたしました。これを受け当社は、2026年1月27日、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性その他の本取引の公正性を担保すべく、本取引に関して、公開買付者ら、当社及び公開買付者らとの間で公開買付応募契約を締結しているミツバの代表取締役社長である日野貞実氏（以下「日野氏」といいます。）から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、公開買付者ら、当社及び日野氏から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）をそれぞれ選任するとともに、ミツバが当社の支配株主（親会社）であり、本取引が構造的な利益相反の問題を内包することに鑑み、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、当社の意思決定の恣意性を排除し、本取引の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、同日開催の当社取締役会により、小島昇氏（当社独立社外取締役（監査等委員））、星野陽司氏（当社独立社外取締役（監査等委員））及び竹原朋子氏（当社独立社外取締役（監査等委員））の3名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項」の「（4）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る検討体制を構築いたしました。検討体制の概要については、同「④ 当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。

上記検討体制の下、当社は、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、公開買付者らから受けた本公開買付価格の提案内容について慎重に検討してまいりました。なお、当社は、以下の協議・検討過程において、随時、本特別委員会に報告を行い、本特別委員会から事前に確認された対応方針や交渉上の重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、AGS FAS及び西村あさひの助言を受けながら、以下のとおり、公開買付者らとの間で、2026年5月中旬まで複数回にわたる協議・交渉を行いました。

具体的には、当社は、2026年3月2日に、本特別委員会を通じて本取引を実施する目的・理由、本取引によって見込まれるメリット・デメリット、本取引後の経営方針・ガバナンス、本取引のストラクチャー及び実施時期の内容についての質問事項を公開買付者らに送付し、中部電力からは2026年3月11日に、ミツバからは2026年3月17日に当該質問事項に対する書面回答を事前に受領した上で、中部電力へは2026年3月13日に、ミツバへは2026年3月19日に本特別委員会を通じて公開買付者らに対するインタビューを実施し、本取引を提案するに至った検討過程、本取引の目的及びストラクチャー、本取引によって見込まれるシナジー、メリット、デメリット及びその他の影響の内容並びに本取引後に予定している当社の経営方針について説明を受け、質疑応答を行いました。その上で、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資すると考えられることから、本公開買付価格について公開買付者らとの協議・交渉を2026年3月31日に開始しました。

本特別委員会は、2026年3月31日、公開買付者らより、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスの結果や当社株式の過去の株価推移及びみずほ証券株式会社及び山田コンサルティンググループ株式会社による当社株式の価値算定結果等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1株当たり4,400円（提案日の前営業日である同年3月30日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場における当社株式の終値3,510円に対して25.36%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,940円に対して11.68%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値4,372円に対して0.64%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値4,382円に対して0.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を受けたものの、2026年4月2日、公開買付者らに対して、AGS FASによる当該提案価格の試算結果及び過去に公表された類似事例のプレミアム水準を踏まえると、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準であることから、より高い公開買付価格の再提示を要請いたしました。その後、本特別委員会は、2026年4月8日、公開買付者らより、本公開買付価格を1株当たり4,600円（提案日の前営業日である同年4月7日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,625円に対して26.90%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,755円に対して22.50%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値4,284円に対して7.38%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値4,343円に対して5.92%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を受けたものの、2026年4月9日、公開買付者らに対して、AGS FASによる当該提案価格の試算結果及び過去に公表された類似事例のプレミアム水準を踏まえると、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み依然として受け入れられない水準であることから、より高い公開買付価格の再提示を要請いたしました。その後、本特別委員会は、2026年4月15日、公開買付者らより、本公開買付価格を1株当たり4,700円（提案日の前営業日である同年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,680円に対して27.72%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,670円に対して28.07%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値4,214円に対して11.53%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値4,323円に対して8.72%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を受けたものの、2026年4月16日、公開買付者らに対して、AGS FASによる当該提案価格の試算結果及び過去に公表された類似事例のプレミアム水準を踏まえると、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み依然として受け入れられない水準であると共に2026年1月に記録した近年の最高終値である5,060円を下回っていることから、より高い公開買付価格の再提示を要請いたしました。その後、本特別委員会は、2026年4月21日、公開買付者らより、本公開買付価格を1株当たり5,100円（提案日の前営業日である同年4月20日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,945円に対して29.28%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,678円に対して38.66%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値4,161円に対して22.57%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値4,317円に対して18.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を受けたものの、2026年4月22日、公開買付者らに対して、AGS FASによる当該提案価格の試算結果及び過去に公表された類似事例のプレミアム水準を踏まえると、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み依然として受け入れられない水準であることが

ら、より高い公開買付価格の再提示を要請いたしました。その後、本特別委員会は、2026年4月27日、公開買付者らより、本公開買付価格を1株当たり5,150円（提案日の前営業日である同年4月24日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値4,030円に対して27.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,760円に対して36.97%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値4,132円に対して24.64%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値4,313円に対して19.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を受けたものの、2026年4月28日、公開買付者らに対して、AGS FASによる当該提案価格の試算結果及び過去に公表された類似事例のプレミアム水準を踏まえると、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み依然として受け入れられない水準であることから、より高い公開買付価格の再提示を要請いたしました。その後、本特別委員会は、2026年5月7日、公開買付者らより、本公開買付価格を1株当たり5,200円（提案日の前営業日である同年5月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,800円に対して36.84%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,811円に対して36.45%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値4,060円に対して28.08%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値4,296円に対して21.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする最終の提案を受けたものの、2026年5月8日、公開買付者らに対して、AGS FASによる当該提案価格の試算結果及び過去に公表された類似事例のプレミアム水準を踏まえると、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み、引き上げ余地があるものとして、より高い公開買付価格の再提示を要請いたしました。その後、本特別委員会は2026年5月13日、公開買付者らより、2026年5月7日の提案は従前の当社からの回答書の内容も踏まえて本特別委員会のご意向を最大限考慮した結果として提案した価格であると判断し、本公開買付価格の引き上げは行わないとして、前回の提案価格と同様に、本公開買付価格を5,200円（提案日の前営業日である同年5月12日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,795円に対して37.02%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,878円に対して34.09%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,951円に対して31.61%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値4,271円に対して21.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする提案を受けたことから、同日、公開買付者らに対して、最終的な意思決定は2026年5月14日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、当該提案価格を応諾し、本公開買付価格を1株当たり5,200円とすることに内諾する旨を回答いたしました。

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーである西村あさひから、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年5月13日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「（4）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、リーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言及びファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASから2026年5月13日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものであり一般株主の利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は2026年5月14日開催の当社取締役会において、以下の点を踏まえると、本取引を通じて当社株式を非公開化し、当社の株主を公開買付者らのみとすることが、当社グループ（当社、株式会社両毛ビジネスサポート、リョウモウ・ベトナム・ソリューションズ・カンパニー・リミテッド及びリョウモウ・フィリピンズ・インフォメーション・コーポレーションからなる企業グループを指します。以下同じです。）の企業価値の向上に資するものであると考えるに至りました。

当社が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジー及びメリットは、以下のとおりです。

(a) ミツバとの連携強化による産業・モビリティ事業の拡大

ミツバとは長年にわたり安定的な資本関係のもとで事業運営を行っており、主に産業・モビリティ事業において、①SAP（注2）を中心としたシステムの受注、②ミツバ内での製品開発部門で使用する情報システムの受注、③それ以外の営業や購買等に提供するシステムの受注、④量産開発をソフトウェア技術で支える支援等を行っており、ミツバとの取引は当社グループ全体売上の約10%を占めています。一方で、ミツバ及び当社が上場会社として独立した事業運営を行っている現状では、当社の一般株主の利益を考慮した慎重な経営判断が必要となるため、公開買付者らのみの株主体制とすることにより構造的な利益相反関係が解消され、迅速かつ最適な事業運営が可能になると考えております。議決権の比率については、当社を中部電力の持分法適用会社とする連携により協業を更に深化させ、当社の成長機会を拡大することが、当社ひいてはミツバの企業価値向上に資するという考えのもと3社間での協議により検討を開始しております。具体的には、現在協業している分野の拡大に加え、モビリティ事業での共同システム開発の強化等を行っていきます。

（注2）「SAP」とは、ドイツに本社を置くSAP社が提供するERP

（Enterprise Resource Planning）パッケージの名称です。企業の財務、販売、在庫、生産、人事といった基幹業務を一つのシステムで統合管理することが可能となっています。

- (b) 中部電力との連携強化による社会インフラ事業向けのソリューションの拡大、人的リソースの確保
中部電力とは社会インフラ事業において、既存のスマートメーターを活用したテレメータリング（注３）事業の拡大のほか、これに類する新サービスの開発、「G I O S®」や「W I N S」等の当社サービスの拡販を実現できると考えております。また、当社は北関東地域を中心に人材採用を行っておりますが、中部電力のブランド力を活用した人材採用を行うことで、人材の確保につなげることを想定しております。
（注３）通信機能を保有し水道・ガス等の使用量を遠隔で計測することが可能なスマートメーターから得られる様々なデータを管理するしくみをいいます。
- (c) 公開買付者らの経営資源の利用による当社グループの競争力の強化
本取引により公開買付者らと当社が一体となることで、ミツバとは親子上場にて起因する利益相反の問題が緩和し共同事業への資金投入が比較的容易となることや、中部電力とは持分法適用会社の関係になることで、共同事業に対し主に中部電力からの人的含むリソース投入が加速し、総じて全体でのリソース活用の効率化による収益性の向上が図られます。
また、中部電力グループ（中部電力及びその子会社・関連会社からなる企業グループを指します。以下同じです。）が有する営業チャネルを活用することで、新たな事業機会の創出や収益性の拡大に寄与するものと考えております。加えて、これまで行ってきた公開買付者らの有する事業上のノウハウや知識を用いたシステムの受託開発が拡大すると共に、内部用外部用問わず新たなサービスの共同開発ができるようになるものと考えております。
加えて、当社株式を非公開化し、当社の株主が公開買付者らのみとなることにより、短期的な利益の減少や株価の下落に囚われることなく、中長期的な視点から研究開発投資を行うことができると考えております。その環境のもと、本取引後は、公開買付者らが有する現場での知見やノウハウも活用し、A I活用の実践を通じたソリューション競争力を高め、将来的な案件の獲得につなげることを検討しております。
- (d) 上場維持コストの負担軽減
当社株式が上場廃止されることで、監査費用のほか、株主総会の運営に関する費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となります。また、当社が上場を維持するための費用や管理部門の業務負担は、新市場区分における上場維持基準への適合対応及びコーポレートガバナンス・コードの改訂等に対応するために、年々増大しておりますが、当社の株主が公開買付者らのみとなり、当社株式が上場廃止となることで、これらの費用及び業務負担を軽減できると考えております。

ミツバと当社との間の資本関係では、当社が上場会社であり、かつ、ミツバが当社の支配株主に該当するため、当社はミツバグループ（ミツバ、ミツバの子会社41社及び関連会社4社の46社からなる企業グループを指します。以下同じです。）の一員でありながら、当社の一般株主の利益に資する事業運営を優先しなければならない立場にあること、また、中部電力が現状の資本を持たない関係では従来以上に当社に対して経営資源やノウハウを提供することの妥当性が十分でないことから、当社グループのより一層の企業価値の向上を実現するためには、当社株式を上場廃止し、公開買付者らとの連携を更に深化させることが必要であると判断しております。

なお、上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、資本市場から資金調達を行うことができなくなること、コンプライアンス体制への影響、上場会社として享受してきた知名度や社会的信用の低下に伴う取引先その他ステークホルダーへの影響及び今後の人材採用に影響することが挙げられますが、当社としては、2004年12月に株式会社ジャスダック証券取引所に上場して以降、エクイティ・ファイナンスによる資金調達は実施しておらず、また、公開買付者らの経営資源やノウハウを活用することでコンプライアンス体制の強化につなげることが可能であり、さらに、上場以来、上場会社としての社会的信用力を培い、一定の知名度を獲得してきたと認識しており、上場廃止後も当社における知名度や社会的な信用面に特段の懸念はないと想定され、加えて、本取引が実施された場合には、公開買付者ら以外の既存株主との資本関係は解消することとなるものの、現状においても当該既存株主との間に取引がある場合には独立当事者間として取引が行われていることから、当社株式の上場廃止によるデメリットは限定的と考えております。

また、当社は、2026年5月14日開催の当社取締役会において、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載の理由から、本公開買付価格（5,200円）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。当該取締役会における決議の方法につきましては、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者らは、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、ミツバが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったため、当社は、公開買付者らからの要請を受け、2026年8月4日開催の取締役会において、当社の株主を公開買付者らのみとするために、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、ミツバ以外の株主の皆様のお所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容（本株式併合の内容）

(1) 併合の割合

当社株式699,604株を1株に併合いたします。

(2) 株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2026年10月14日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

20株

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、699,604株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主を公開買付者らのみとすることを目的として行われるものであり、同記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

当社及び公開買付者らは、当社がミツバの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が当社における支配株主との重要な取引等に該当し、また、ミツバとミツバ以外の当社の株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を実施いたしました。

(2) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、ミツバを除く全ての当社の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数については、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者らに売却すること等によって得られる金銭が当社の株主の皆様に対して交付されます。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者らのみとする
ことを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2026年
10月9日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、
競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条
第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て中
部電力に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定通り得られた場合は、本株式併合の
効力発生日前日である2026年10月13日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録さ
れた株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である5,200円を
乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定で
す。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合におい
ては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
中部電力株式会社
- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払の
ための資金を確保する方法及び当該方法の相当性
中部電力は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要
する資金を、原則として自己資金により賄うことを予定しているとのことです。
当社は、中部電力が、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の
取得に関する資金を確保できることを、中部電力が2026年6月24日に提出した第
102期有価証券報告書に記載された2026年3月31日時点の現金及び現金同等物の残
高並びに中部電力が本公開買付けに係る公開買付届出書に添付して提出した2026年
5月13日時点の預金残高証明書によって確認しております。また、中部電力によれ
ば、2026年3月末日以降、中部電力の財務状況に著しい変動を生じさせる事由など、
本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支
払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとの
ことです。
したがって、当社は、中部電力による本株式併合の結果生じる1株に満たない端数
の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は
相当であると判断しております。
- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み
当社は、本株式併合の効力発生後、2026年11月上旬を目途に、会社法第235条第
2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式
併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を中部電力に売却
することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得
られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得
て、2026年11月下旬を目途に当該当社株式を中部電力へ売却し、その後、当該売却
により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2027
年1月上旬を目途に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当
社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上
記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に
相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるも
のと判断しております。

- (3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、上記「(2) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項」の「① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2026年10月13日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である5,200円を乗じた金額となる予定です。

当社は、以下の点等を踏まえると、本公開買付価格（5,200円）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本公開買付価格が、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のAGS FASによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、中央値（5,219円。小数点以下を四捨五入しております。）に近似する価格であること。

- (b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,795円に対して37.02%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値3,878円に対して34.09%、直近3ヶ月間の終値単純平均値3,951円に対して31.61%、直近6ヶ月間の終値単純平均値4,271円に対して21.75%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格であり、過去に公表された類似事例のプレミアムの中央値（注1）と比較すると、必ずしも十分な水準とは言えないものの、過去1年間においては日経平均株価が2倍近く上昇しており、その期間においては比較的割高となった上昇後の株価に対して実施された事例であると推察できるため、その分、プレミアムが低くなる傾向にあったと分析することができる。そのため、過去1年間における類似事例のプレミアムの中央値（注2）及び当該類似事例のうち直近6ヶ月間でのプレミアム水準が30%未満となった事例はこのうち5件含まれることを考慮すると必ずしも不合理な水準ではないと考えられること。

（注1）当社は、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日以降、2026年4月30日までに成立した親会社による国内の上場子会社に対する公開買付け（ただし、マネジメント・バイアウト（MBO）（注3）、二段階公開買付け及びリーク・憶測報道がされた事例を除きます。）83件を参照しており、これらの事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値は、順に39.51%、41.30%、38.40%、37.48%です。

(注2) 上記注1の類似事例83件のうち、米国による関税措置の金融市場への影響が収束したこと等を皮切りに日経平均株価が上昇し始めた2025年4月7日以降に公表された事例15件における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値は、順に32.50%、32.60%、34.62%、36.56%です。

(注3) 「マネジメント・バイアウト (MBO)」とは、公開買付者が対象会社の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象会社の役員と利益を共通にするものである取引を指します。

(c) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表前における、当社の過去26年間の終値の最高値である5,060円(2026年1月27日)を上回っていること。

(d) 下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られていること等、当社の一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。

(e) 本公開買付価格が、上記本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、当社と公開買付者らとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること。

(f) 公開買付者ら、当社及び日野氏から独立した本特別委員会が、取引条件に係る交渉過程に実質的に関与した上で、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書において、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性及び妥当性は確保されていると考えられる旨の意見が示されていること。

また、当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議した後、本臨時株主総会の招集を決定した2026年8月4日開催の取締役会における決議時点に至るまでに、本公開買付価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上により、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者ら及び当社は、当社が、公開買付者らが本公開買付けの実施を決定した2026年5月14日時点においてミツバの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が当社における支配株主との重要な取引等に該当し、また、ミツバとミツバ以外の当社の株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、本公開買付価格の公正性の担保、並びに本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の①から⑦の措置をそれぞれ講じております。

なお、ミツバは、2026年5月14日時点で当社株式1,795,040株（所有割合：51.31%）を所有していたため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限は設定していないとことです。もっとも、公開買付者ら及び当社において、以下の措置を実施していることから、公開買付者ら及び当社としては、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者ら、当社及び日野氏から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

西村あさひは、公開買付者ら、当社及び日野氏の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係る西村あさひの報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

また、本特別委員会は、2026年2月12日開催の第1回の本特別委員会において、西村あさひの独立性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付者ら、当社及び日野氏から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2026年5月13日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、公開買付者ら及び当社において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていることから、AGS FASから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

AGS FASは、公開買付者ら、当社及び日野氏の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るAGS FASの報酬は、本取引の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬が含まれているところ、AGS FASとしては、本取引の成否が不明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方が当社の金銭的負担の観点から望ましく、双方にとっても合理性があると考えているとのことであり、当社としてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されているわけではないと判断しております。また、本特別委員会は、2026年2月12日開催の第1回の本特別委員会において、AGS FASの独立性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

AGS FASは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行いました。

AGS FASによれば、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：3,795円～4,271円
DCF法：4,366円～6,071円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年5月13日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値3,795円、直近1ヶ月間の終値単純平均値3,878円、直近3ヶ月間の終値単純平均値3,951円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値4,271円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,795円から4,271円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した2027年3月期から2031年3月期までの5期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2027年3月期以降に生み出すと見込まれるFCFを、一定の割引率により現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとし9.30%～11.30%を採用しております。なお、追加的なリスクプレミアムは考慮しておりません。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、9,894百万円から15,622百万円と算定しております。永久成長率は日本の物価上昇率を基に0.56%～1.92%を採用しております。その結果、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,366円～6,071円と算定しております。また、非事業用資産として、必要運転資金を控除した余剰現預金及び投資有価証券等を考慮しております。

AGS FASがDCF法で算定の前提とした当社財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。なお、当該財務予測においては、対前年度比較において大幅な利益及びFCFの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前年度の公共分野の標準化特需が一段落し売上、営業利益、FCFが大

幅に減少する見込みです。また、2028年3月期はモビリティ等の事業の伸長を背景に営業利益は大幅な増加を見込んでいるものの、データセンターへの追加投資が予定されていることからF C Fは大幅に減少を見込んでおり、2029年3月期はデータセンターへの追加投資が一段落することからF C Fは大幅な増加を見込んでおります。また、本公開買付けを含む本取引の実行により実現することが期待できるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味されておられません。

なお、本事業計画は、当社の将来の成長を考慮した上で、本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として、公表済みの第10次中期経営計画に準拠した上で、予定している公共事業での標準化対応の特需の収束、警察や県庁向けシステム、戸籍システムの拡販、エネルギー事業でのG I O S ®の拡販、モビリティ事業でのS D V（注1）化対応の拡大等により、対象期間を通じて見込んでいる売上の増加や、足元の事業環境を踏まえて当社が作成したものであり、公開買付者らはその作成過程に一切関与しておられません。また、当社の属する情報サービス業界は、A I等の技術革新に伴い将来予測が大きく変わる傾向にあり、長期的な将来予測は大きな不確実性を伴うため、第10次中期経営計画と同様予測可能な最大期間として5年間を計画期間としております。

（注1）「S D V」とは、Software Defined Vehicleの略称であり、ソフトウェア定義型自動車をいいます。

項目	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期
売上高	21,000	22,000	23,000	24,500	26,000
営業利益	2,000	2,200	2,300	2,450	2,600
E B I T D A	3,352	3,554	3,690	3,784	3,934
F C F	1,296	526	1,484	1,472	1,766

（注）AGS FASは、当社株式の株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGS FASは、当社株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGS FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。当社グループの全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGS FASは、提供された本事業計画その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。AGS FASの算定は、2026年5月13日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、AGS FASが提出した当社株式の株式価値の算定結果は、本公開買付価格の公平性について意見を表明するものではありません。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、本取引が支配株主との重要な取引等であり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、当社の意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2026年1月27日開催の当社取締役会決議により、小島昇氏（当社独立社外取締役（監査等委員））、星野陽司氏（当社独立社外取締役（監査等委員））及び竹原朋子氏（当社独立社外取締役（監査等委員））の3名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。当社は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、当社の独立社外取締役（監査等委員）である小島昇氏が本特別委員会の委員長に就任しております。

小島昇氏、星野陽司氏及び竹原朋子氏は、公開買付者ら、当社及び日野氏の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないことから独立性を有しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、本公開買付けに対する意見表明及び本公開買付けへの応募の推奨が当社の一般株主にとって公正であるかを諮問するべく、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(b) 本取引の取引条件の公正性・妥当性、(c) 本取引の手続の公正性、(d) 本取引が当社の一般株主にとって公正なものであると考えられるか、(e) 上記 (a) から (d) までを踏まえて当社取締役会が本取引における本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、(f) その他当社取締役会が本取引の検討にあたって適宜諮問する事項（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

また、当社は、上記取締役会決議において、当社取締役会における本取引に関する意思決定については、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこととし、特に本特別委員会が本取引を実施することが妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本取引の実施を決定しない旨を決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(ア) 交渉過程への実質的関与に係る権限、(イ) アドバイザー等の選任権限、(ウ) 情報収集に関する権限（答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社又は当社のアドバイザーに対して求めることができる権限）をそれぞれ付与しております。これを受けて、本特別委員会は、2026年2月12日に開催された第1回の会合において、当社が選任するアドバイザーについて、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGS FASを、リーガル・アドバイザーとして西村あさひをそれぞれ選任することを承認いたしました。

本特別委員会は、2026年2月12日から2026年5月13日までに、合計13回開催したほか、各会日間においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本取引により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリッ

ト、本取引の条件の検討の際に基礎とされる本事業計画の策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、公開買付者らから、本取引を提案するに至った検討過程、本取引の目的及びストラクチャー、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひから、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けております。

そして、本特別委員会は、AGS FASから、公開買付者らの提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受け、西村あさひ及びAGS FASから聴収した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べた上で、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、当社に対して指示・要請を行う等しております。その結果、計6回にわたり、公開買付者らに対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、当社が当該意見に従って公開買付者らと交渉を行ったこと等により、公開買付者らとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年5月13日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(i) 答申内容

1. 本取引の目的は、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、正当かつ合理的と考える。
2. 本取引の取引条件は公正かつ妥当なものであると考える。
3. 本取引に係る手続は公正であると考える。
4. 本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる。
5. 上記1.乃至4.の観点から、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、妥当であると考える。

(ii) 答申理由

1. 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

以下の点を踏まえると、本取引は当社の企業価値向上に資するものと認められ、是認できる。

- ・当社は、1970年1月、地域の受託計算を担うため、ミツバの機械電算室から分離・独立する形で、株式会社両毛電子計算センターとして設立され、現在は、地方自治体やエネルギー事業者、製造業等のお客さまに、ソフトウェア開発・システム販売、導入、保守から自社データセンターを活用した運用まで、上流から下流までをITソリューションとして、グループ一体となって提供している。当社は、当社グループを取り巻く環境として、老朽化が懸念されるITシステムの刷新、コスト削減や利便性向上に向けたシステムのクラウド化等のニーズの高まりを背景とした積極的なIT投資が継続されるものと認識して

いる。また、行政サービスのデジタル化に向けた動きでは、政府が進める自治体の基幹業務システムの統一や標準化への取り組みの進展が見受けられるものと認識している。加えて、業界全体の課題として、ＩＴ人材の獲得競争の激化やそれに伴う人件費の高騰が見込まれ、人材確保の難易度が高まる中で、持続的な成長を支える人材基盤の強化や生産性の向上が重要な課題となっているものと認識している。また、当社グループ固有の課題として、業界全体ではプロダクト及びソリューション開発においてＡＩ導入が盛んに行われている中、当社においては主要サービスにおいて依然として導入の検討段階にあり、ＡＩ活用の実践を通じたソリューション競争力のさらなる強化を行っていく必要があると認識している。また、公共事業においては、自治体向けシステムの標準化に伴って自社ＤＣ（注１）を活用したシステム提供から、ガバメントクラウド（注２）の利用に変わることにより収益モデルが変わることから、警察や水道分野の拡大を含め今後の事業構造転換が求められているものと認識している。また、当社グループ共通の課題として案件拡大に伴うプロジェクトマネジメントの強化による生産性向上や求められる品質基準への対応が重要と認識している。これらの経営課題に対しては、第10次中期経営計画のローリングを実施し、人、技術、仕組みを磨き、競争力のある既存ソリューションの強化・拡大を通じて、重点的に取り組みを進めている。これらの内容については、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容や当社取締役会の理解とも整合すると考えられる。

（注１）「Data Center（データセンター）」の略称であり、サーバー、ネットワーク機器等を集中して設置・運用するための専用施設、及びサーバーを安定的に稼働させるための電力やネットワーク等の機能を総称したものをいいます。

（注２）法律で定められた標準化基準に適合した標準準拠システムに移行した政府共通のクラウドサービスの利用環境です。

- ・ 今後、公共事業における2030年度を期限とする自治体の基幹業務システム標準化への対応及び標準化後の継続的な仕様変更に伴うシステム改修ニーズを背景に当社が安定的な需要を見込む自治体向けシステム、社会事業におけるＧＩＧＡスクール構想（注３）を背景に学校でのタブレット普及が見込まれる文教分野及び日本の都市ガス事業者189社（注４）のうち約100社が利用し市場シェア約50％を占める中小ガス事業者向けソリューションで収益を稼ぎつつ、成長性が高いモビリティ事業やＤＣ事業（テレメータリングを含む。）に加え、社会事業に属する中小ガス事業者向けソリューションについて将来的な中小ガス事業者の再編に伴う顧客減少リスクへの備えを目的とした準大手ガス事業者、都市ガス事業への新規参入が予想される電力事業者向けソリューションでの受注獲得に人的リソース・資金を振り向けることが事業の拡大及び企業価値の向上に資するとの公開買付者らの説明に不合理な点は認められない。本取引後に講じられることが具体的に想定される施策は、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした合理的なものであり、当社における将来の中長期的な企業価値の向上のための施策として、現実的なものであると考えられる。

（注３）「ＧＩＧＡスクール構想」とは、文部科学省が提唱する、義務教育を受ける児童生徒のために、１人１台の学習者用ＰＣと高速ネットワーク環境などを整備する計画のことをいいます。

（注４）出典：一般社団法人日本ガス協会「都市ガス事業の概況2026」

- ・本取引により、機動的な意思決定、人的資本への集中的な投資、モビリティ事業におけるミツバの顧客接点を活かした新規OEMやTier 1（注5）サプライヤーへの拡販、中部電力グループの電力スマートメーター通信網・ノウハウを活用したテレメータリング事業の拡大及び水道事業におけるBPO受託の拡充が見込まれ、当社の従来のビジネスモデルをさらに強化したうえで、新たな事業機会を創出し、より強固な事業ポートフォリオを形成することが出来得るとの公開買付者らの認識には、不合理な点は認められない。
（注5）「Tier 1」とは、OEMに直接、部品やシステムを納入する企業をいいます。
- ・本取引の実施により、当社は上場を廃止することが企図されているところ、当社株式の上場廃止により、今後の当社の人材採用への影響があり得ることは否定できないが、当該影響は重大とまではいえず、当社株式の非公開化に伴うデメリットを踏まえても、本取引後に講じられることが具体的に想定される施策及び当社の企業価値向上に向けたメリットは、当社株式の非公開化に伴うデメリットを上回ると評価することも可能であると考えられる。

II. 本取引の取引条件の公正性・妥当性

以下の点を踏まえると、本公開買付価格は公正かつ妥当なものであり、その決定過程に不合理な点は見当たらず、本取引の取引条件は妥当なものであると考えられる。

- ・本公開買付価格は、専門家及び本特別委員会の助言を踏まえて、当社と公開買付者らとの間の真摯な価格交渉の結果決定されており、これらの当社と公開買付者らとの間の本公開買付価格の交渉に係る経緯には、不合理な点は認められない。したがって、公開買付者らとの取引条件に関する協議・交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指した合理的な努力が行われる状況が確保されていたものと認められる。
- ・当社は、公開買付者ら、当社及び日野氏から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASに対して、当社株式の価値算定を依頼し、本株式価値算定書を取得している。本特別委員会は、本株式価値算定書の内容を検討するとともに、AGS FASから、本株式価値算定書の内容について説明を受けた。この結果、AGS FASが当社株式の株式価値算定に用いた上記の各手法は、いずれも現在の実務に照らして一般的かつ合理的な手法であると考えられ、その算定の内容についても現在の実務に照らして一般的かつ合理的なものであると考えられる。また、当該算定の基礎となった本事業計画について、当社からの詳細な説明及び質疑応答を踏まえ、本特別委員会においても、本事業計画の作成経緯（公開買付者らが本事業計画の作成に関与していないことを含む。）及び当社の現状を把握した上で検討したが、その内容に不合理な点は認められなかった。本公開買付価格は、AGS FASによる当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、中央値に近似する価格であることから、本公開買付価格は、AGS FASによる株式価値算定結果との比較の観点によっても、当社の一般株主にとって公正かつ妥当なものと評価できる。

- ・本公開買付価格のプレミアムは類似案件と比較すると、必ずしも十分な水準とは言えないものの、過去1年においては日経平均株価が2倍近く上昇しており、その期間においては比較的割高となった上昇後の株価に対して実施された事例であると推察できるため、その分、プレミアムが低くなる傾向にあったと分析することができる。そのため、過去1年における類似事例のプレミアムの中央値及び当該類似事例のうち直近6ヶ月間でのプレミアム水準が30%未満となった事例はこのうち5件含まれることを考慮すると必ずしも不合理な水準ではないと考えられ、かつ、本公開買付価格は、当社の過去26年間の終値の最高値である5,060円を上回っていることから、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できる。
- ・当社の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）は、本取引のような上場会社の非公開化の取引において一般的に採用されている方法であり、本取引の方法として妥当であると考えられる。さらに、本スクイーズアウト手続の条件についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定・決定される予定であって、この点、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けに続く手続として予定されているものであり、時間的に近接した両手続において交付される対価が同一のものとなるようにすることは合理的であると考えられる。

Ⅲ. 本取引の手続の公正性

以下の点を踏まえると、本取引においては、M&A指針において提示されている各公正性担保措置に則った適切な対応が行われているため、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

- ・当社取締役会は、2026年1月26日に公開買付者らより本取引の実施に向けた協議・交渉の申入れを受けたことを踏まえ、直近の2026年1月27日に本特別委員会を設置する旨の決議を行っており、その後第1回本特別委員会は2026年2月12日に開催されている。したがって、本取引においては、取引条件の形成過程の初期段階から、本特別委員会が関与していたことが認められる。
- ・当社取締役会は、公開買付者ら、当社及び日野氏から独立しており、本取引に関して一般株主と異なる重要な利害関係を有していない、当社の独立社外取締役（監査等委員）である小島昇氏、星野陽司氏及び竹原朋子氏を委員に選定した。本特別委員会の委員は、それぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであることが認められる。

- ・本取引においては、当社取締役会は、本特別委員会の委員に意見を仰ぎ、西村あさひの助言も踏まえ、本特別委員会の設置、権限及び職責、委員や報酬の検討を開始した。なお、当社の取締役全員（監査等委員を含む。）のうち、本取引に関して特別利害関係を有する者はおらず、取締役全員（監査等委員を含む。）が、特別委員会の設置及び委員の選定に関する当社の取締役会における審議及び決議に参加している。このように、本特別委員会については、本特別委員会の設置、権限及び職責、委員の選定や報酬の決定の各過程において、当社の独立社外取締役（監査等委員）が主体性をもって実質的に関与する形で行われる体制が確保されていたことが認められる。
- ・当社取締役会は、本特別委員会の設置に際し、本特別委員会の意見を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこととし、本特別委員会が本取引を実施することが妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引の実施を決定しないこと、並びに、本特別委員会に対して、（ア）交渉過程への実質的関与に係る権限、（イ）アドバイザー等の選任権限、（ウ）情報収集に関する権限（答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社又は当社のアドバイザーに対して求めることができる権限）をそれぞれ付与することを決議している。また、実際に本特別委員会は、当社及びAGS FASから、公開買付者らと当社との間における本取引に係る協議、交渉の経緯及び内容等につき、適時に報告を受けるだけでなく、公開買付者らに対して、複数回にわたり本公開買付価格の見直しを求めることを要請するなど、本公開買付価格について公開買付者らとの交渉過程に関与してきた。このように、本特別委員会は、公開買付者らとの取引条件に関する交渉過程に、直接かつ実質的に関与してきたことが認められる。
- ・本特別委員会においては、本取引に関する検討過程において適時に西村あさひ及びAGS FASの専門的な助言・意見等を取得しながら、当社の企業価値向上の観点及び一般株主の利益を図る観点から、本取引の目的の正当性・合理性、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性等について慎重に検討及び協議が行う体制が確保されていたと認められる。
- ・本特別委員会は、公開買付者らから、現状の経営課題、本取引の意義及び目的、本取引のスキーム、本取引後の経営方針、本取引による影響、及び本取引実行に際して想定される条件等について説明を受け、質疑応答を実施した。また、本特別委員会は、当社から、本取引に係る公開買付者らとの検討経緯、現在の経営課題や認識しているリスク、本取引が当社の事業及びステークホルダー等に与え得る影響、AGS FASが本株式価値算定書の作成にあたり前提とした本事業計画の内容、並びに公開買付者らの提案内容に係る事項等に関する説明を受け、これらの事項を含む、かかる現在の経営課題の前提等、本事業計画の前提・策定の経緯等についての質疑応答を行い、その合理性を検証した。このように、本特別委員会は非公開情報も含めて重要な情報入手し、これを踏まえて検討・判断を行うことのできる状況を確認していることが認められる。
- ・本取引の検討に際しては、当社は、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うこととしている。このように、本取引の検討について特別委員会に求められる役割を適切に果たすための特別の報酬が、本取引の成否と関係なく支払われることとなって

いることを踏まえると、特別委員が時間的・労力的なコミットメントを行いやすく、かつ本取引の成否から独立した立場から判断を行うための環境が整えられていることが認められる。

- ・当社取締役会は、本特別委員会の意見を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこととし、本特別委員会が本取引を実施することが妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引の実施を決定しないことを決議している。このように、本取引については取締役会が特別委員会の意見を最大限尊重して意思決定を行うことのできる体制が確保されていることが認められる。
- ・当社は、公開買付者らより、本取引に係る提案を受けて以降、利益相反のおそれを回避する観点から、当社と公開買付者らとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉及び当社内部における検討の過程において、現に当社グループを除く公開買付者らグループ（ミツバグループ及び中部電力グループを指します。以下同じです。）に在籍しておらず、過去に当社グループを除く公開買付者らグループに在籍していない当社の役職員にて組成される事務局を設置しており、本取引に係る当社取締役会において、当社取締役9名のうち、現在及び過去3年間に於いて公開買付者らの役職員又は顧問を兼任又は兼務する取締役はいない。また、当社の取締役全員（監査等委員を含む。）のうち、本取引に関して特別利害関係を有する者はおらず、取締役全員（監査等委員を含む。）が、本取引の諸条件に関する当社の取締役会における審議及び決議に参加している。このように、本取引の検討・交渉に際しては、公開買付者らから独立した社内検討体制、並びに利害関係を有する役職員を本取引の検討・交渉に関与させない体制が当社に構築されていたことが認められる。
- ・本取引においては、当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、公開買付者ら、当社及び日野氏から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、西村あさひから、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けていたことが認められる。本取引の検討に際して、当社は、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者ら、当社及び日野氏から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGS FASを選任して当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得している。
- ・本取引においては、公開買付期間が法令に定められた最短期間である20営業日を超える39営業日に設定されている。また、公開買付者ら及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていることである。このように、対抗的な買付け等の機会が確保されている事情からは、公開買付期間が39営業日に設定されていることと併せて、本公開買付けの公正性の担保に配慮した、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されていることが認められる。
- ・本公開買付けにおける買付予定数の下限は537,260株（ミツバが所有する当社株式（1,795,040株）と合算した所有割合66.67%）であり、公開買付者ら

と重要な利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数）を上回るように設定されていないが、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性が認められる。さらに、本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないものの、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えることができ、本公開買付けと重要な利害関係を有しない一般株主の過半数の賛同（応募）を要しないとしても、本公開買付けの手続の公正性を損なうものではないと考えられる。

- ・当社の開示資料において、①本特別委員会の委員の独立性、専門性に関する情報、②本特別委員会の意見を最大限尊重する旨の当社取締役会の決議内容、③本特別委員会の検討経過、④本特別委員会が当社と公開買付者らとの間の交渉に実質的に関与したことに関する情報、⑤本特別委員会の答申内容及びその理由（本取引の目的の正当性・合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性、本取引に係る手続の公正性、及び本取引を行うことが当社の一般株主にとって公正なものであるかについての判断理由を含む。）、及び⑥本特別委員会の委員が役員報酬とは別個に報酬を受領して本特別委員会に臨んでいる旨が開示される予定であるから、特別委員会に関してM&A指針が求める情報は十分に開示されるものと認められる。
- ・本取引においては、①本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することが予定されており、本取引に反対する株主に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用されておらず、②（i）本公開買付けが成立した場合には速やかに本スクイズアウト手続を行う旨、及び（ii）スクイズアウト時の価格は本公開買付け価格と同一の価格を基準にする旨が開示される予定である。そのため、本取引においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされているといえ、本取引の手続に係る公正性の確保に資する対応が取られていると考えられる。

Ⅳ. 本取引が当社の一般株主にとって公正なものであるか

上記Ⅰ.乃至Ⅲ.の検討のとおり、本取引は、当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる。

Ⅴ. 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記Ⅰ.乃至Ⅳ.の検討のとおり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられること、本取引の取引条件は公正・妥当であると考えられること、及び本取引に係る手続は公正なものであると考えられることから、当社取締役会

が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。

④ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、公開買付者らから独立した立場で、本取引に係る検討（本事業計画の作成を含みます。）及び交渉を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、公開買付者らより、本意向表明書を受領して以降、現に公開買付者らグループ（当社グループを除きます。）に在籍しておらず、過去に当社グループを除く公開買付者らグループに在籍していない当社の役職員（具体的には、当社取締役である上山和則氏及び職員3名の合計4名）にて組成される事務局を設置しております。また、本取引に係る当社取締役会において、当社取締役9名のうち、現在及び過去3年間において公開買付者らの役職員又は顧問を兼任又は兼務する取締役はおりません。

以上の取扱いを含めて、当社における本取引の検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会における確認を受けております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、AGS FASから取得した本株式価値算定書及び西村あさひからの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本取引によって当社の株主を公開買付者らのみとすることで、公開買付者らグループの経営資源を共有化することにより、人手不足への対応強化や積極的な協業による売上拡大、中長期的な視点からの研究開発投資の実行、上場維持費用の削減といったシナジー効果が期待できると考えたことから、本公開買付けを含む本取引により当社グループの企業価値の向上が見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを取締役全員の承認により決議いたしました。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者らは、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間を39営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しているとのことです。

また、公開買付者ら及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしております。公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保が配慮されていると考えております。

- ⑦ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に対して要請することを予定しており、本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（ただし、公開買付者ら及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数に乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様（ただし、公開買付者ら及び当社を除きます。）が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- (1) 本公開買付け

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者らは、2026年5月15日から2026年7月8日までを公開買付期間とする本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2026年7月15日付で、ミツバは当社株式2,798,840株（所有割合：80.00%）、中部電力は当社株式595,886株（所有割合：17.03%）を所有するに至りました。

- (2) 自己株式の消却

当社は、2026年8月4日開催の取締役会において、2026年10月13日付で当社の自己株式11,556株（2026年7月21日現在当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、3,498,444株となります。

- (3) 剰余金の配当の不実施

当社は、2026年5月14日付で公表した「剰余金の配当（無配）に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同日開催の当社取締役会において、2026年9月30日（第2四半期末）を基準日とする剰余金の配当及び2027年3月31日（期末）を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することができなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（自己株式の取得）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文並びに定款第11条（株式取扱規程）の一部を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 第1号議案が原案どおり承認可決された場合には、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者らのみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に係る規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第10条（基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、当該定款変更は、本臨時株主総会において、第1号議案が原案通り承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年10月14日に効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

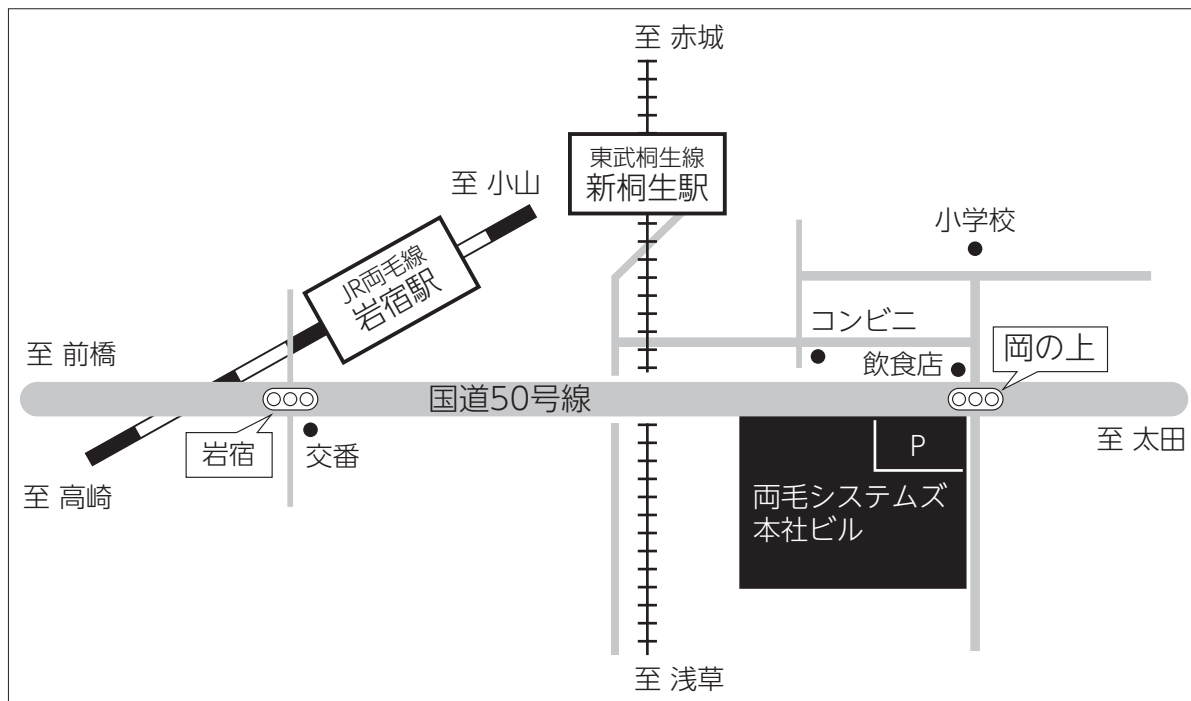
現 行 定 款	変 更 案
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>800万株</u>とする。 第6条（自己株式の取得） 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。 第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は100株とする。 第8条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 第9条（条文省略） 第10条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によって予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>20株</u>とする。 (削除) (削除) (削除) 第6条（現行どおり） (削除)

現 行 定 款	変 更 案
第11条（株式取扱規程） 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り</u>その他の株式又は新株予約権に関する事項、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会の定める株式取扱規程による。 第12条～第13条（条文省略） 第14条（電子提供措置等） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第15条～第39条（条文省略）	第7条（株式取扱規程） 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他の株式又は新株予約権に関する事項、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会の定める株式取扱規程による。 第8条～第9条（現行どおり） （削除） 第10条～第34条（現行どおり）

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
株式会社両毛システムズ 1階 プレゼンテーションルーム
電話 0277-53-3131 (代表)



最寄駅

東武桐生線	新桐生駅より	タクシーにて5分 徒歩にて20分
J R 両毛線	岩宿駅より	タクシーにて10分

最寄IC

北関東自動車道	太田桐生ICより	15分
北関東自動車道	太田藪塚ICより	20分